

令和3年度 第4回 ネット・モニターアンケート

安心・安全で快適なまちづくりについて

■アンケートの趣旨

名古屋市では、市民・事業者の皆さまとの協働により、だれもが安心・安全で快適に暮らせるまちを実現するため、平成16年11月に、「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を施行し、犯罪の防止、通学時の子どもの見守り活動、交通安全、違法駐車等の防止といった取り組みを実施してまいりました。その後も、社会情勢等を鑑み、「犯罪被害者等支援条例」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」、「客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、安心・安全で快適なまちづくりを推進してまいりました。

このアンケートは、安心・安全で快適なまちづくりについて、市民の皆さまがどのように感じているのか調査し、今後の取り組みを検討する上での参考とさせていただくものです。

■説明・前提条件

Q1：必須 ・選択制限なし	Q2：必須 ・選択数1つ	Q3：Q2の選択による ・選択制限なし	Q4：必須 ・選択数3つまで
Q5：必須 ・選択数3つまで	Q6：必須 ・選択制限なし	Q7：必須 ・選択数1つ	Q8：Q7の選択による ・選択制限なし
Q9：必須 ・選択数1つ	Q10：Q9の選択による ・選択数1つ	Q11：Q9の選択による ・選択数1つ	Q12：Q11の選択による ・選択制限なし
Q13：必須 ・選択制限なし	Q14：必須 ・選択制限なし	Q15：必須 ・選択数3つまで	Q16：任意 ・自由記載

- ▶ 年代・居住区・性別の属性は事前に登録されたモニターの属性から取得
- ▶ 比率はすべて、各質問の回答者数に対するパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出（このため、合計が100%にならないことがある）
- ▶ 複数回答が可能な質問については、各項目の比率の合計は通常100%を超える

■アンケート実施期間

令和3年8月20日（金） から 令和3年8月30日（月）まで

■モニター数・アンケート回答数

対象モニター数： 500 人 回答数： 453 人 有効回収率： 90.6%

■問い合わせ先

調査テーマに関すること
スポーツ市民局 地域安全推進課

電話：052-972-3121 F A X：052-972-4823
E-Mail：a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

スポーツ市民局 人権施策推進室

電話：052-972-2581 F A X：052-972-6453
E-Mail：a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

調査概要に関すること
スポーツ市民局 広聴課

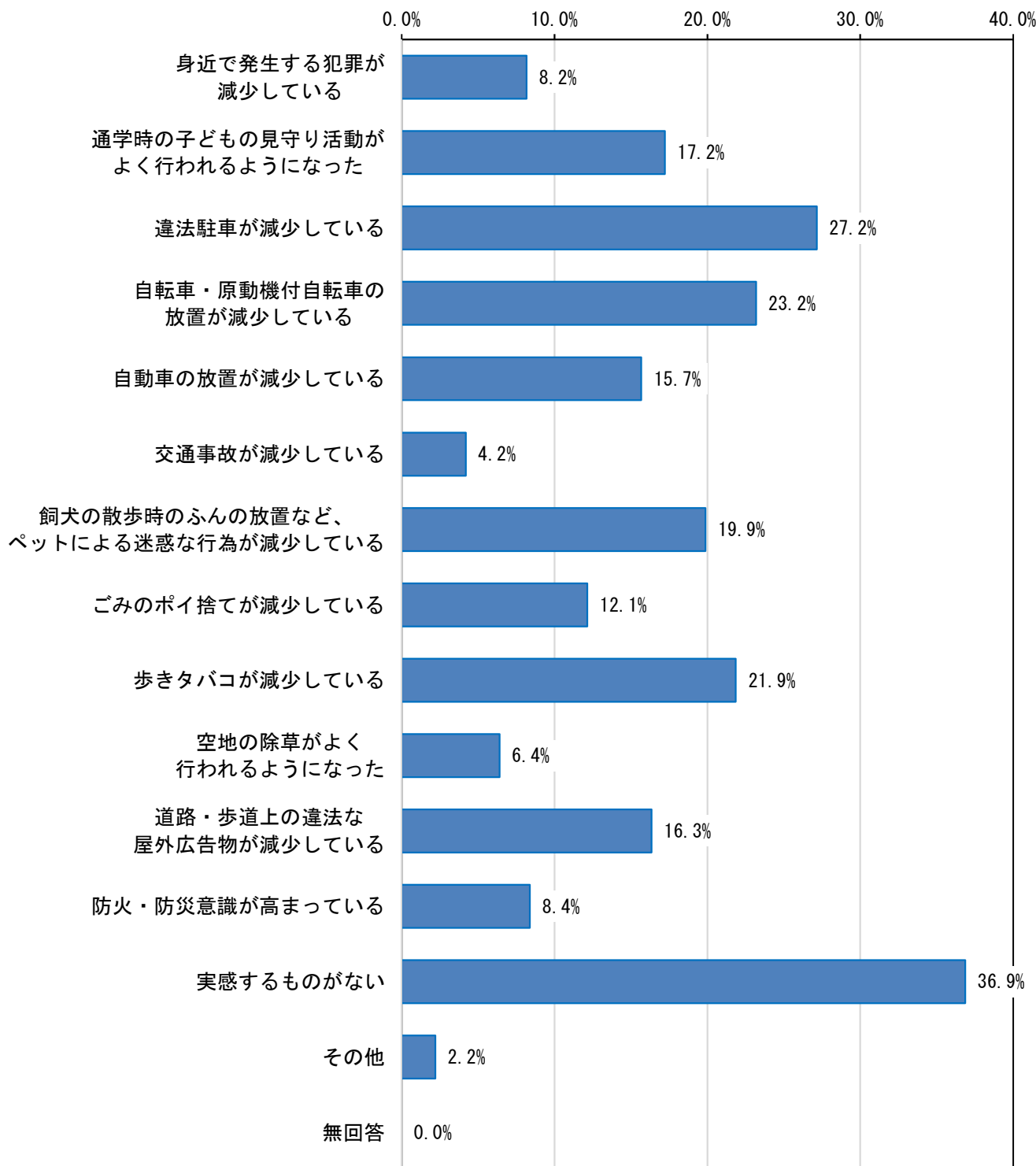
電話：052-972-3140 F A X：052-972-3164
E-Mail：net-moni01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

回答集計

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

Q 1 【※必須】あなたのお住まいの地域で、あなたが良くなっていると実感していることは何ですか。（選択はいくつでも）

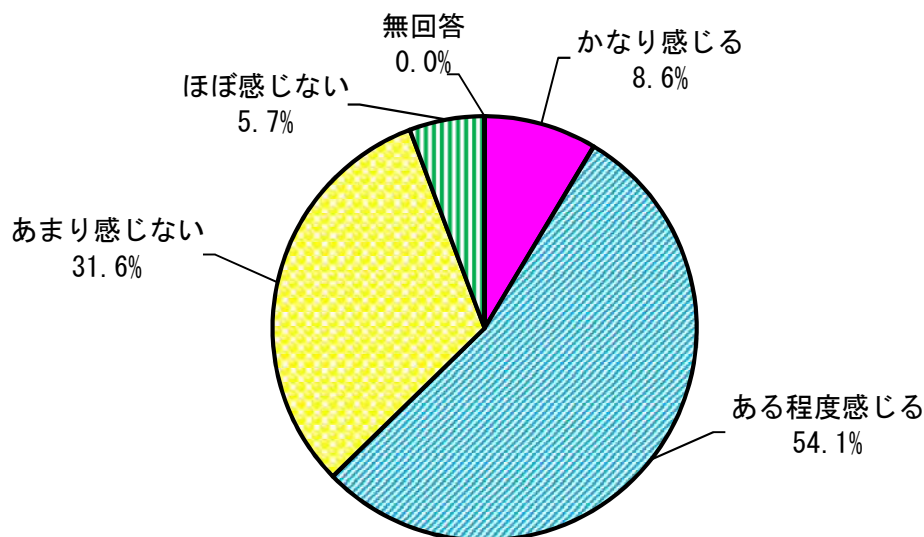
N = 453



<防犯（犯罪の防止）について>

Q 2 【※必須】あなたは、日常の暮らしの中で、犯罪にあうのではないかと不安を感じることがありますか。（選択は1つ）

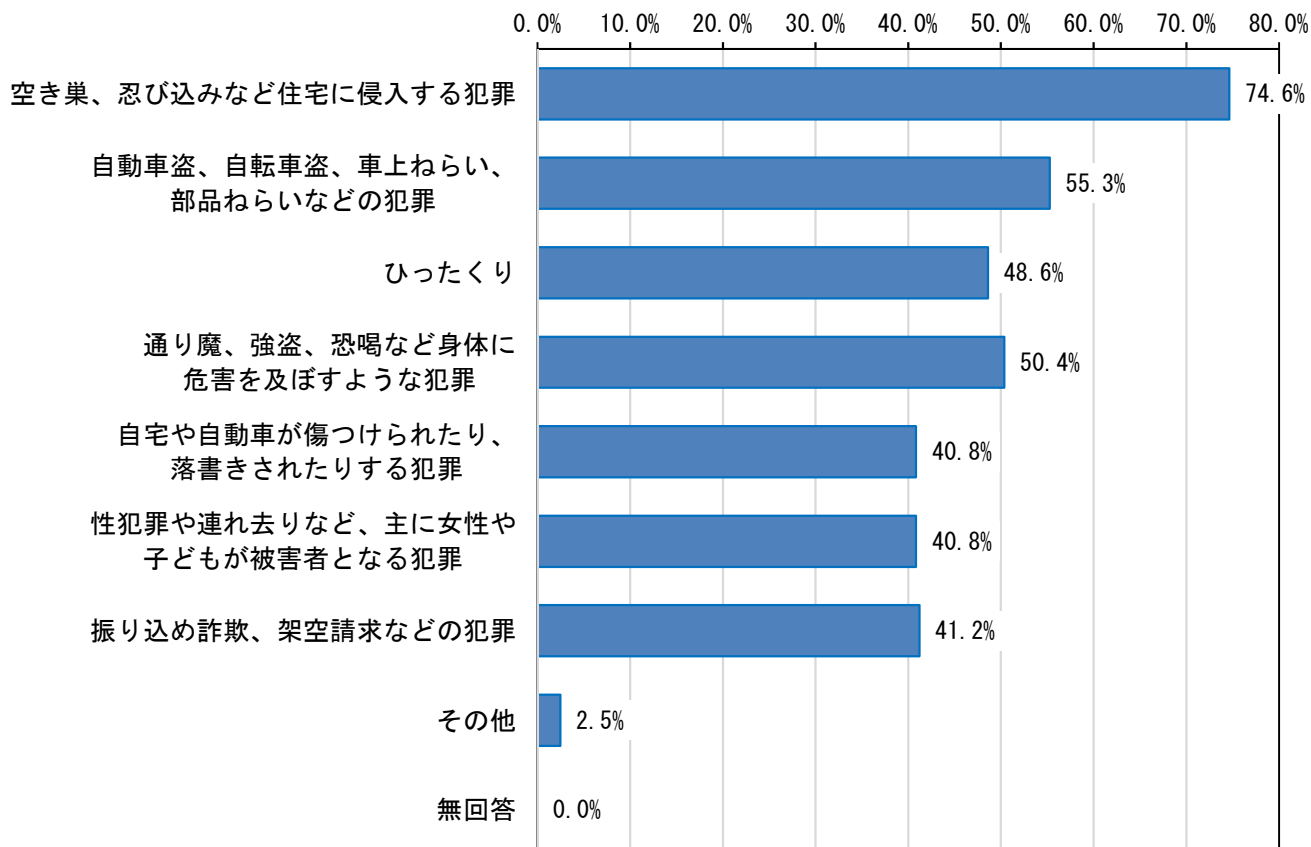
N = 453



【Q 3はQ 2で、犯罪にあうのではないかと不安を感じると答えた方（「かなり感じる」「ある程度感じる」と回答した方）におたずねします。】

Q 3 あなたが犯罪にあうのではないかと不安を感じるのは、どのような犯罪に対するものですか。（選択はいくつでも）

N = 284

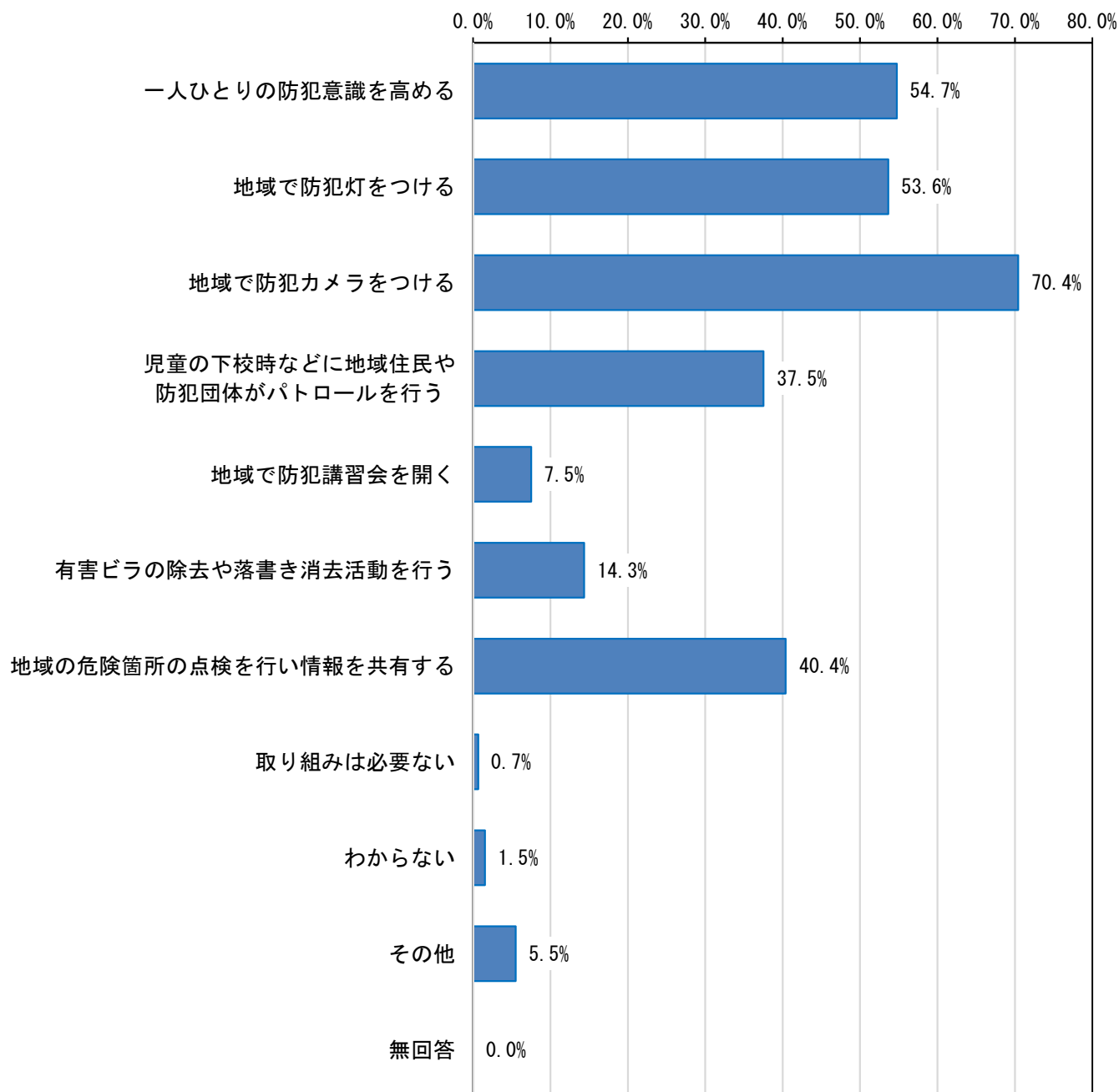


【すべての方におたずねします。】

＜犯罪のない安全なまちづくりのための取り組みについて＞

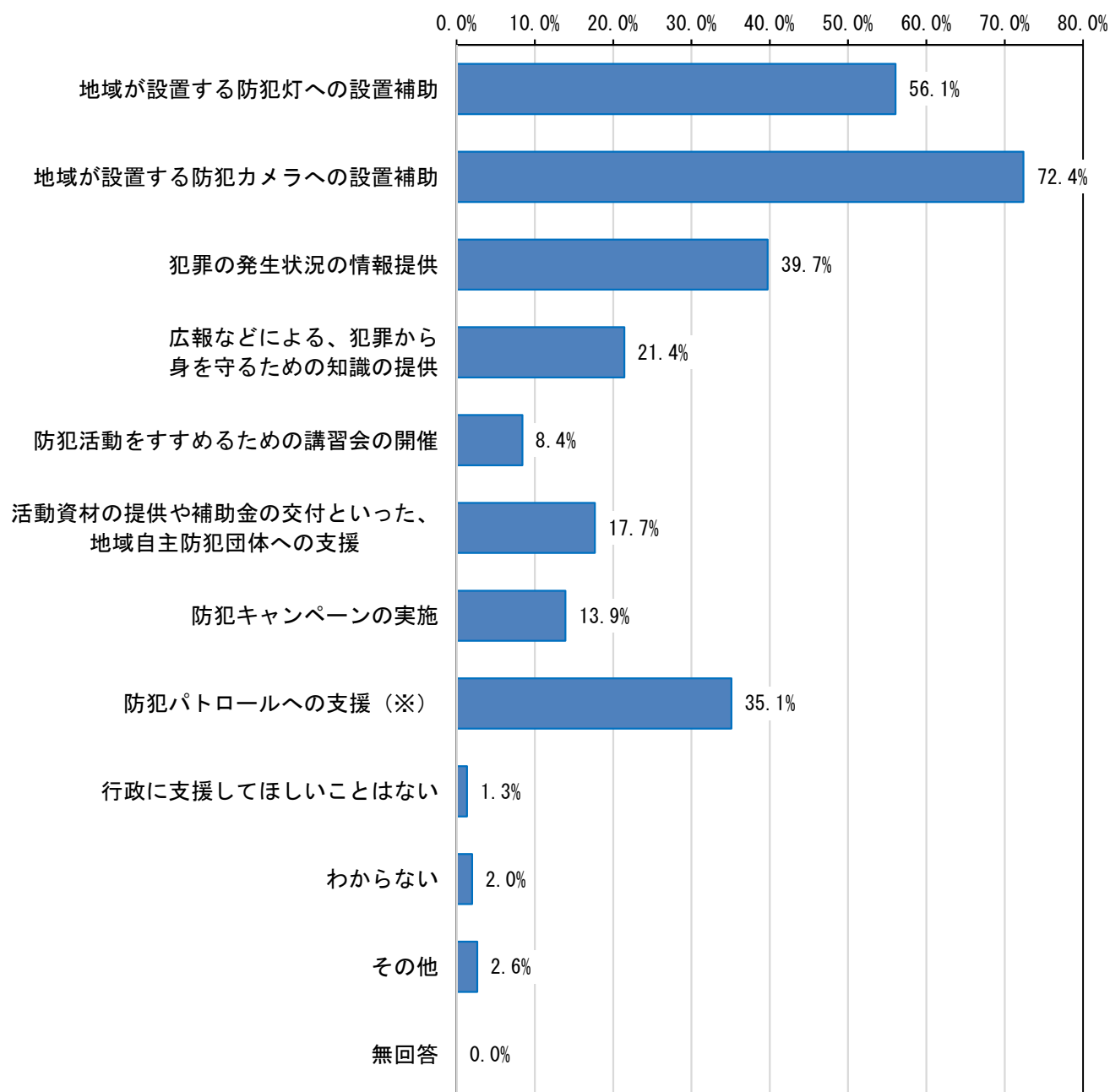
Q 4 【※必須】 犯罪のない安全なまちをつくっていくため、あなた自身や地域でどのような取り組みが必要だと思いますか。（選択は3つまで）

N = 453



Q 5 【※必須】地域で取り組む防犯活動に対して、あなたが、特に行政に支援してほしいと思うことは何ですか。（選択は3つまで）

N=453



※警察官などの同行や効果的なパトロール経路を作成するモバイルアプリの利用など

<犯罪被害者等への支援について>

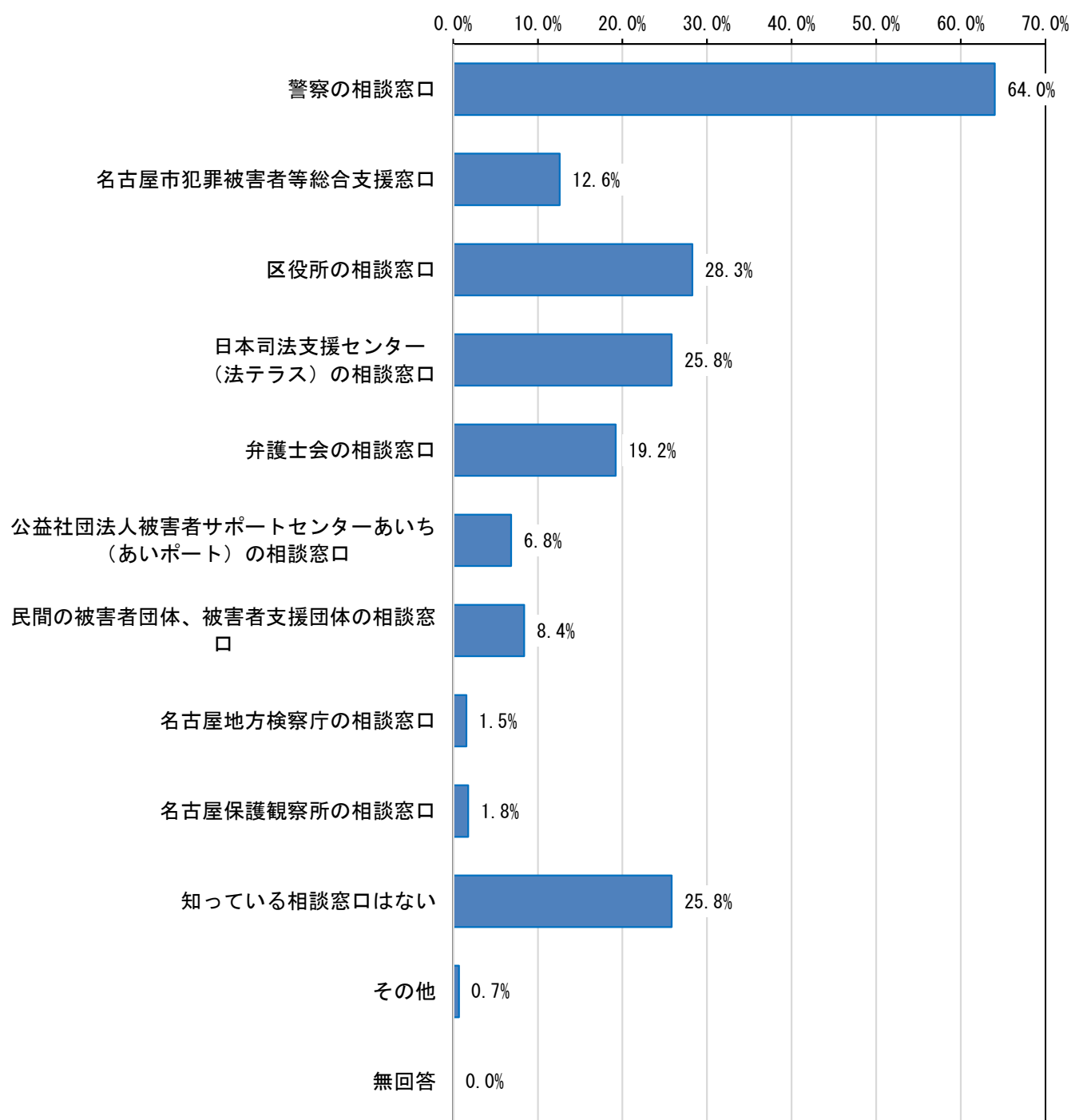
犯罪被害者及びその家族（併せて「犯罪被害者等」と言います。）は、犯罪による直接損害のほかに、精神的なダメージや収入源を失うなどの経済的な損害を受ける場合があることから国や地方自治体、あるいは地域社会からの息の長い支援が必要と言われています。

【参考資料】

添付１：犯罪被害者等支援リーフレット

Q 6 【※必須】犯罪被害者等の支援のための相談窓口のうち、あなたが知っているものはどれですか。（選択はいくつでも）

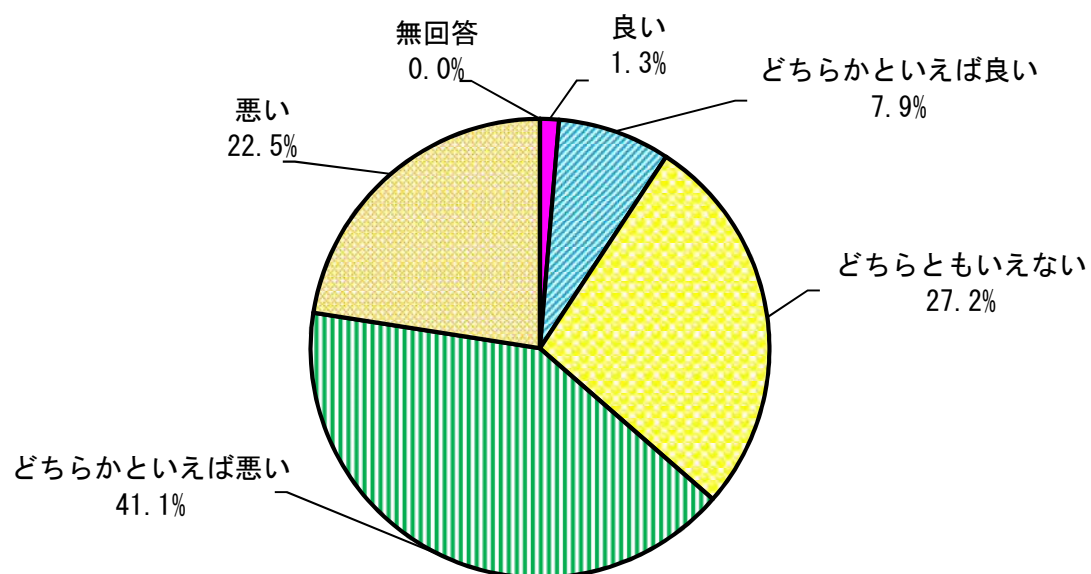
N = 453



<交通ルール・マナーについて>

Q 7 【※必須】 あなたは名古屋市内の交通マナーについて、全体の印象としてどのように感じますか。(選択は1つ)

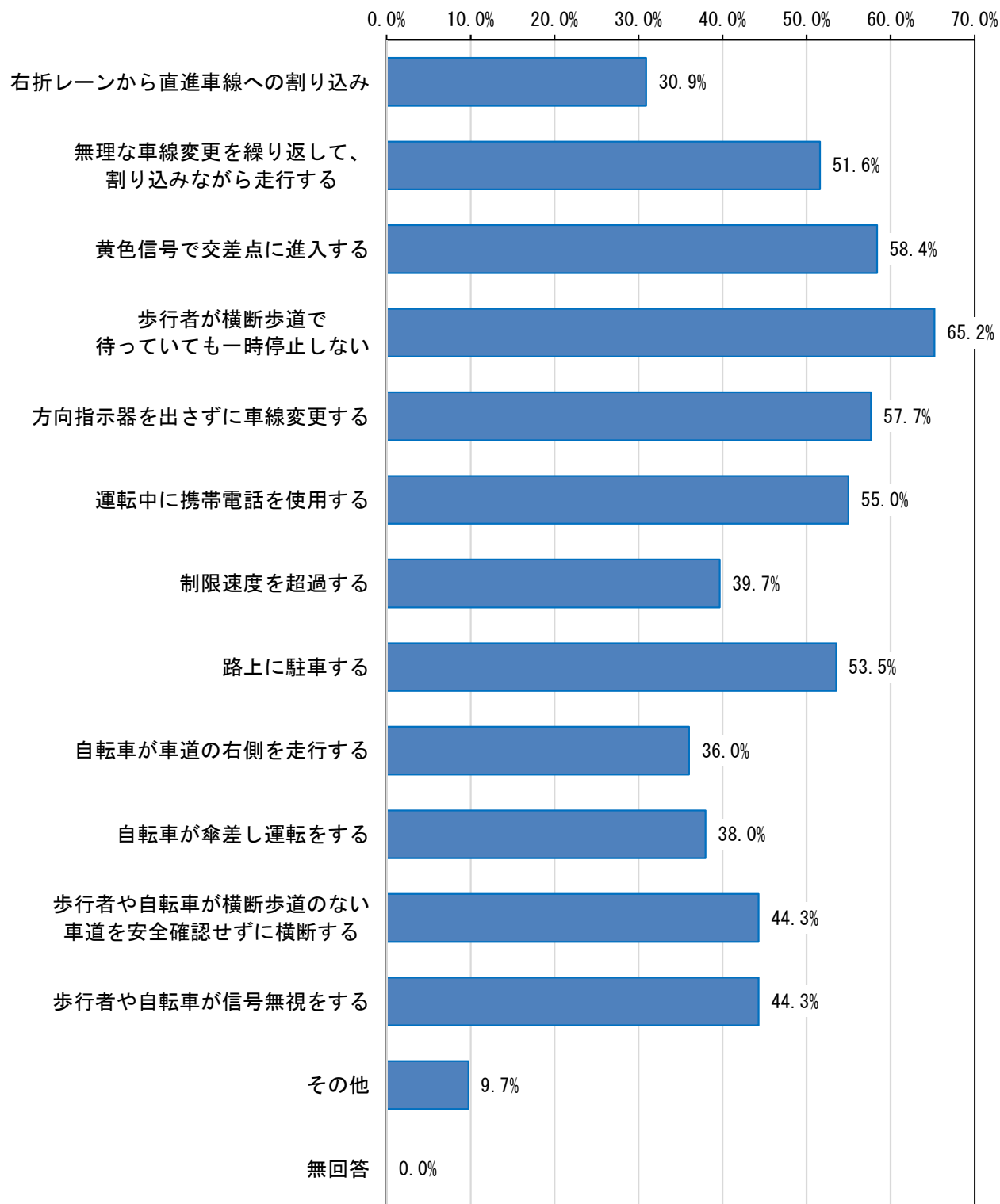
N=453



【Q 8はQ 7で、名古屋市内の交通マナーが良いと感じないと答えた方（「どちらともいえない」「どちらかといえば悪い」「悪い」と回答した方）におたずねします。】

Q 8 名古屋市内で特に交通マナーが悪いと感じることが多いのはどんなことですか。
（選択はいくつでも）

N=411



【すべての方におたずねします。】

「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、平成 29 年 10 月 1 日から自転車損害賠償保険等の加入が義務化されました。

また、令和 3 年 10 月 1 日からは、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。

【参考資料】

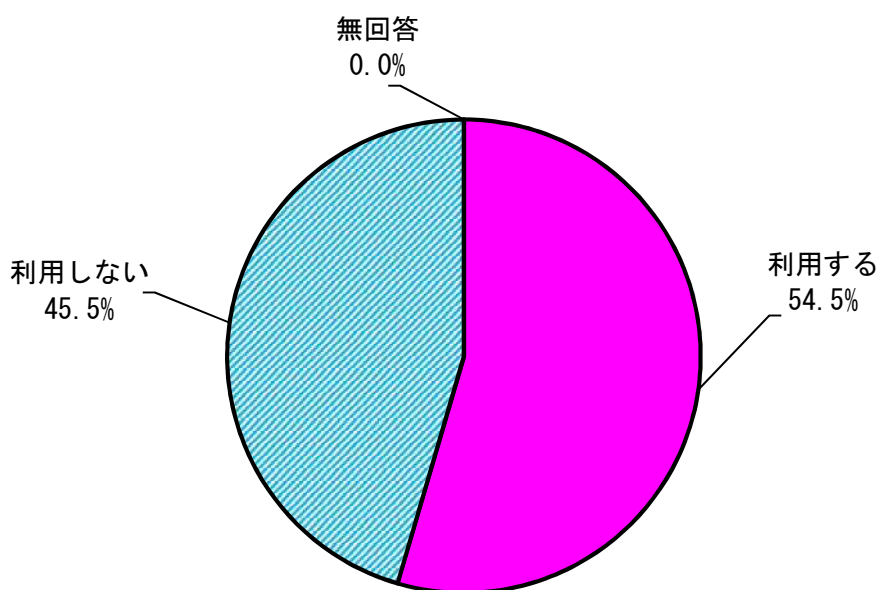
関連リンク：名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

(名古屋市公式ウェブサイト)

(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/2-2-3-9-0-0-0-0-0-0.html>)

Q 9 【※必須】あなたは普段、自転車を利用しますか。(選択は 1 つ)

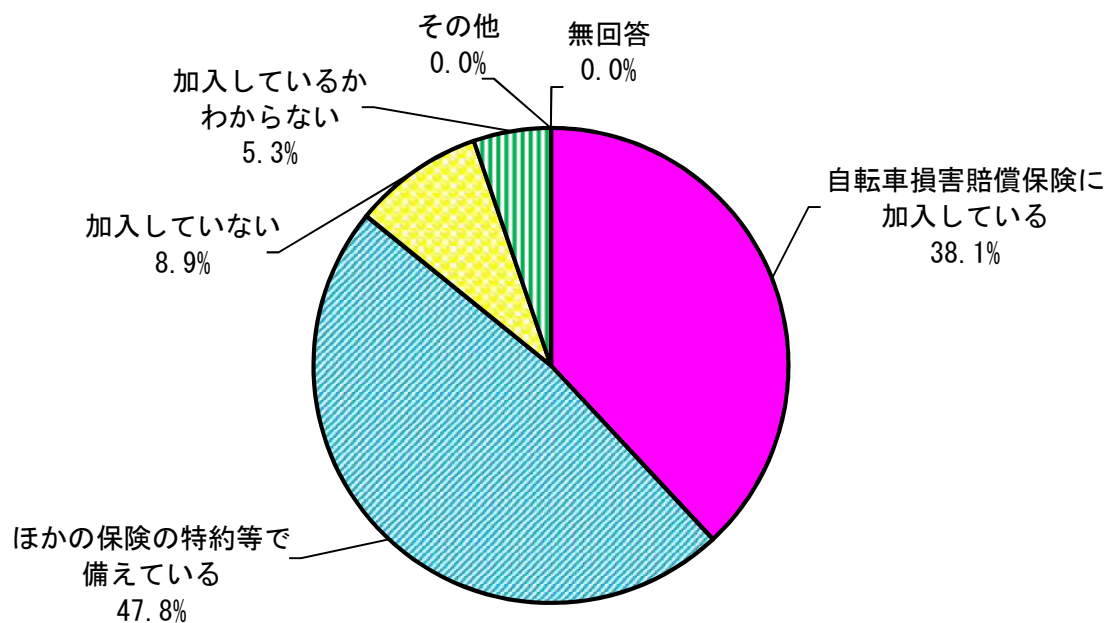
N = 453



【Q10～12はQ9で、自転車を利用すると答えた方（「利用する」と回答した方）におたずねします。】

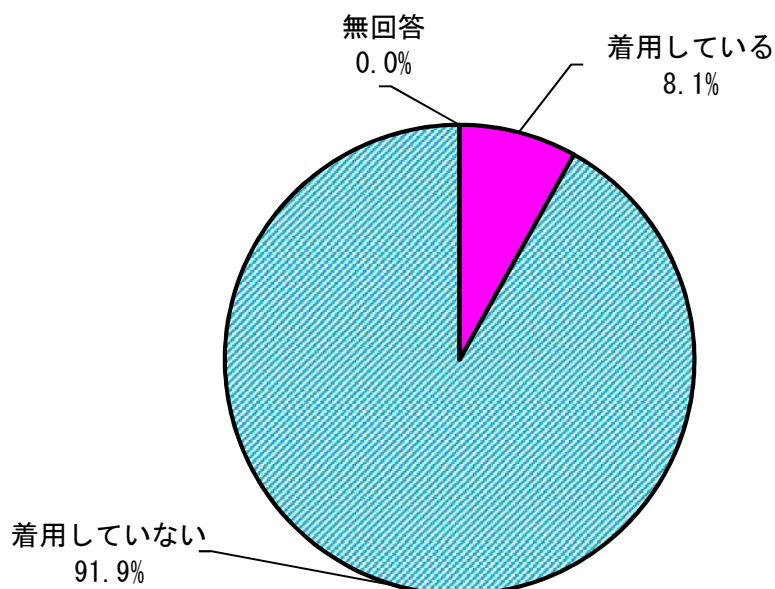
Q10 あなたは自転車の事故に備えた保険に加入していますか。（選択は1つ）

N=247



Q11 あなたは普段、自転車を利用する時に自転車乗車用ヘルメットを着用していますか。（選択は1つ）

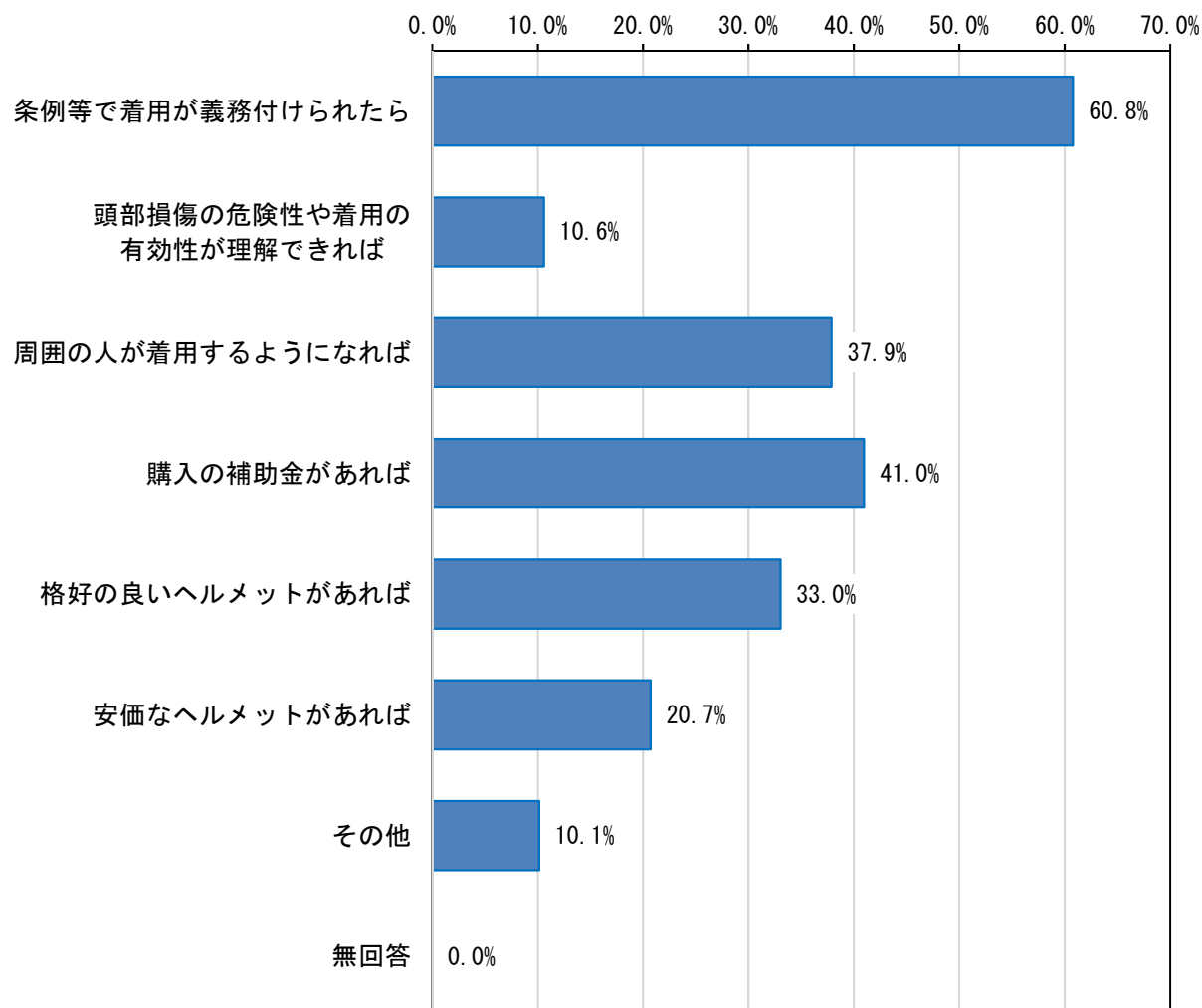
N=247



【Q12はQ11で、自転車乗車用ヘルメットを着用していないと答えた方（「着用していない」と回答した方）におたずねします。】

Q12 あなたはどのような条件が整えば、普段から自転車乗車用ヘルメットを着用しようと思いますか。（選択はいくつでも）

N=227



【すべての方におたずねします。】

＜客引き行為等対策について＞

名古屋市では、繁華街の路上において居酒屋などの客になるように誘う客引き行為等について、「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（平成 30 年 4 月 1 日一部施行、禁止区域の指定や違反者への指導等は同年 10 月 1 日施行）」を施行し、名古屋駅地区、栄地区、金山地区の 3 地区を客引き行為等禁止区域に指定し、専門の指導員等により違反行為に対して指導するなど、客引き行為等への対策を進めています。

【参考資料】

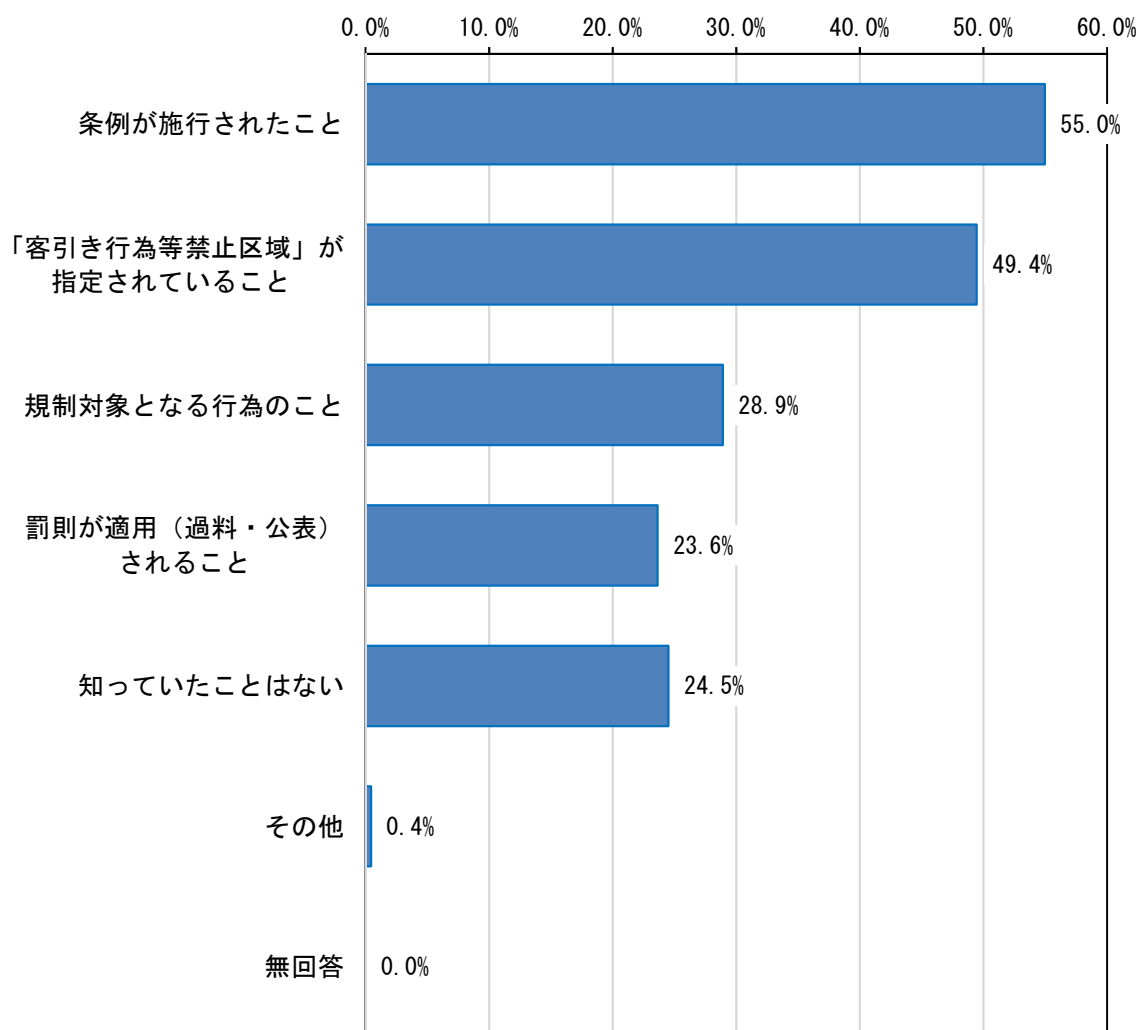
関連リンク：客引き行為等対策の推進について（名古屋市公式ウェブサイト）

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/2-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

添付 2：客引き行為等禁止区域チラシ

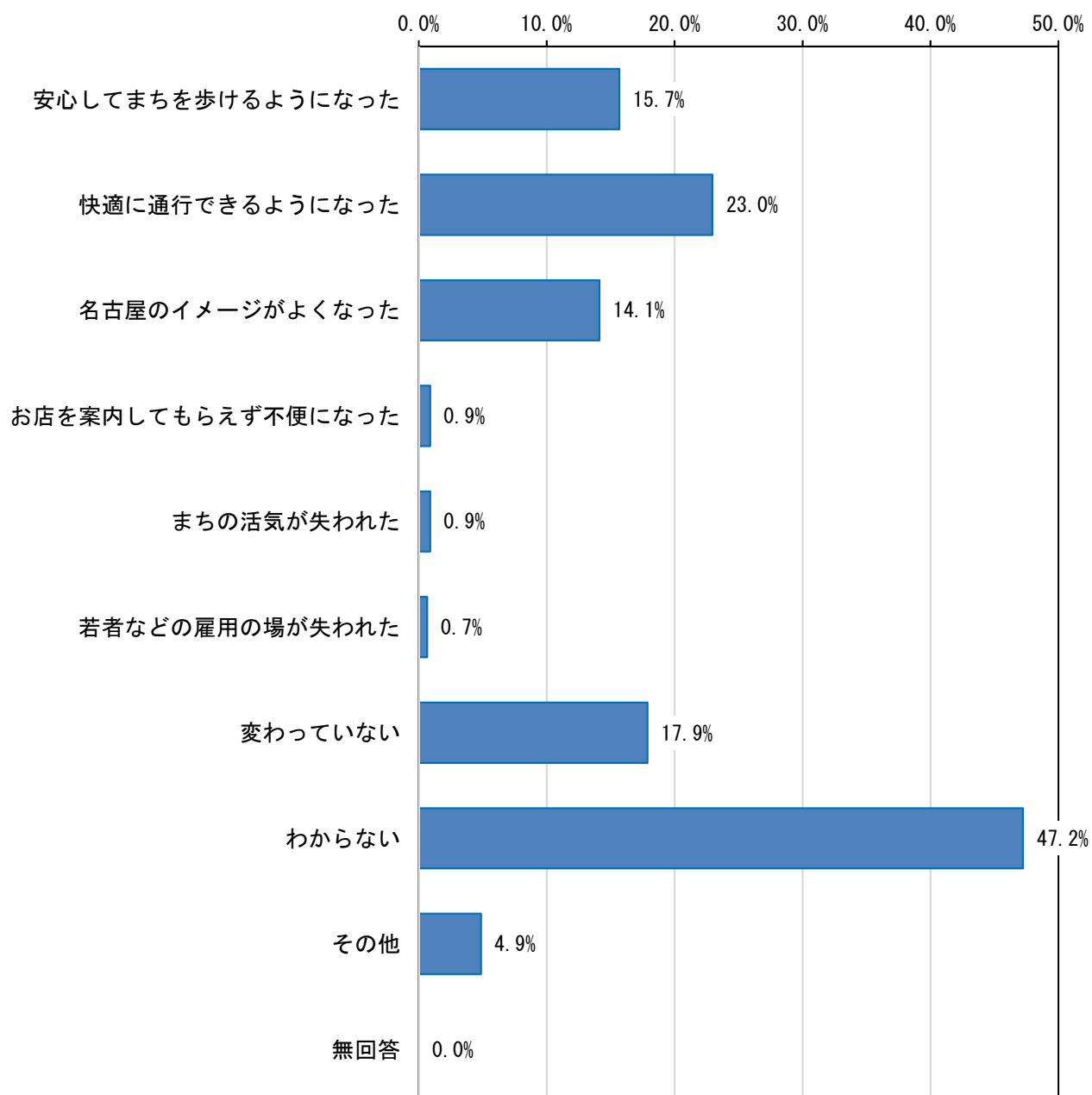
Q13【※必須】「客引き行為等の禁止等に関する条例」について、あなたが知っていたことはどれですか。（選択はいくつでも）

N=453



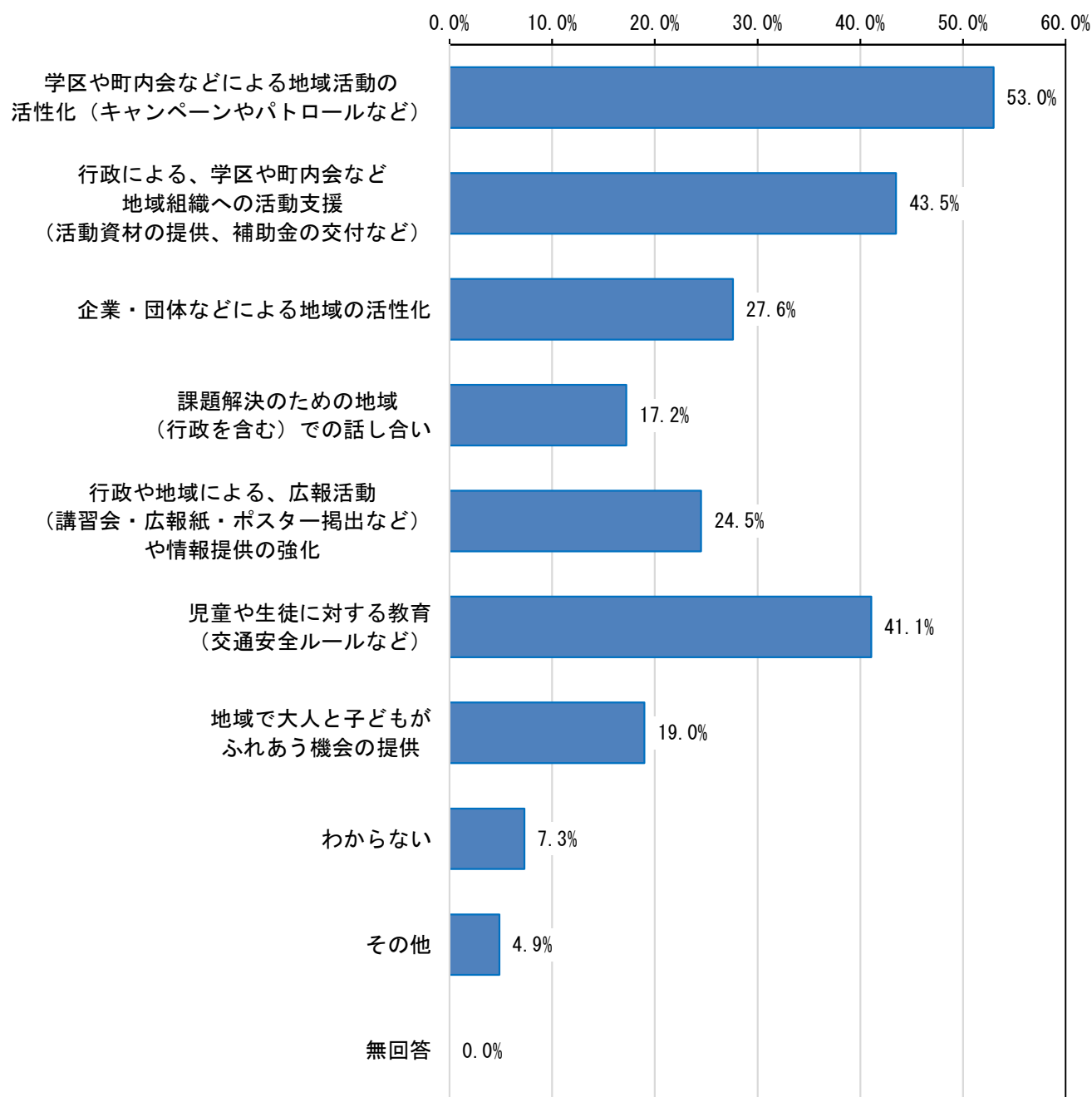
Q14【※必須】「客引き行為等の禁止等に関する条例」が施行されて以降、客引き行為等禁止区域がどのように変わったと思いますか。（選択はいくつでも）

N=453



Q15【※必須】安心・安全で快適なまちをつくるため、地域や行政でどのような取り組みや対策が有効だと思いますか。（選択は3つまで）

N=453



Q16 安心・安全で快適なまちづくりについて、意見があればご記入ください。（自由意見）

N=194

- ・ 自動車の運転は比較的ルールが守られているように思うが、自転車や歩行者のルールはそんなに良く守られていないと思う。
- ・ 私の居住地域は街灯が少なく、夜は真っ暗になります。
また、昼間に子どもが不審者に声をかけられる等心配な面もあるので、街灯や防犯カメラの設置箇所やパトロールの回数を増やしてほしいと思います。
- ・ 名古屋は自動車事故での死亡者数もワーストワンをいつも争う県で、空き巣や窃盗被害も多いように感じます。
自分が住んでいる街に誇りが持てるような安心で安全な街づくりに市民みんなで取り組んでいけたらいいなと思います。
- ・ 周知不足。
一言に安全・安心と言っても様々なテーマがあるので各々に対する行政の施策をより幅広く周知する必要があると思う。
- ・ 一人一人が意識を持つ事が大切だと思いますがそこが1番難しいとも思えます

ほか

■属性集計

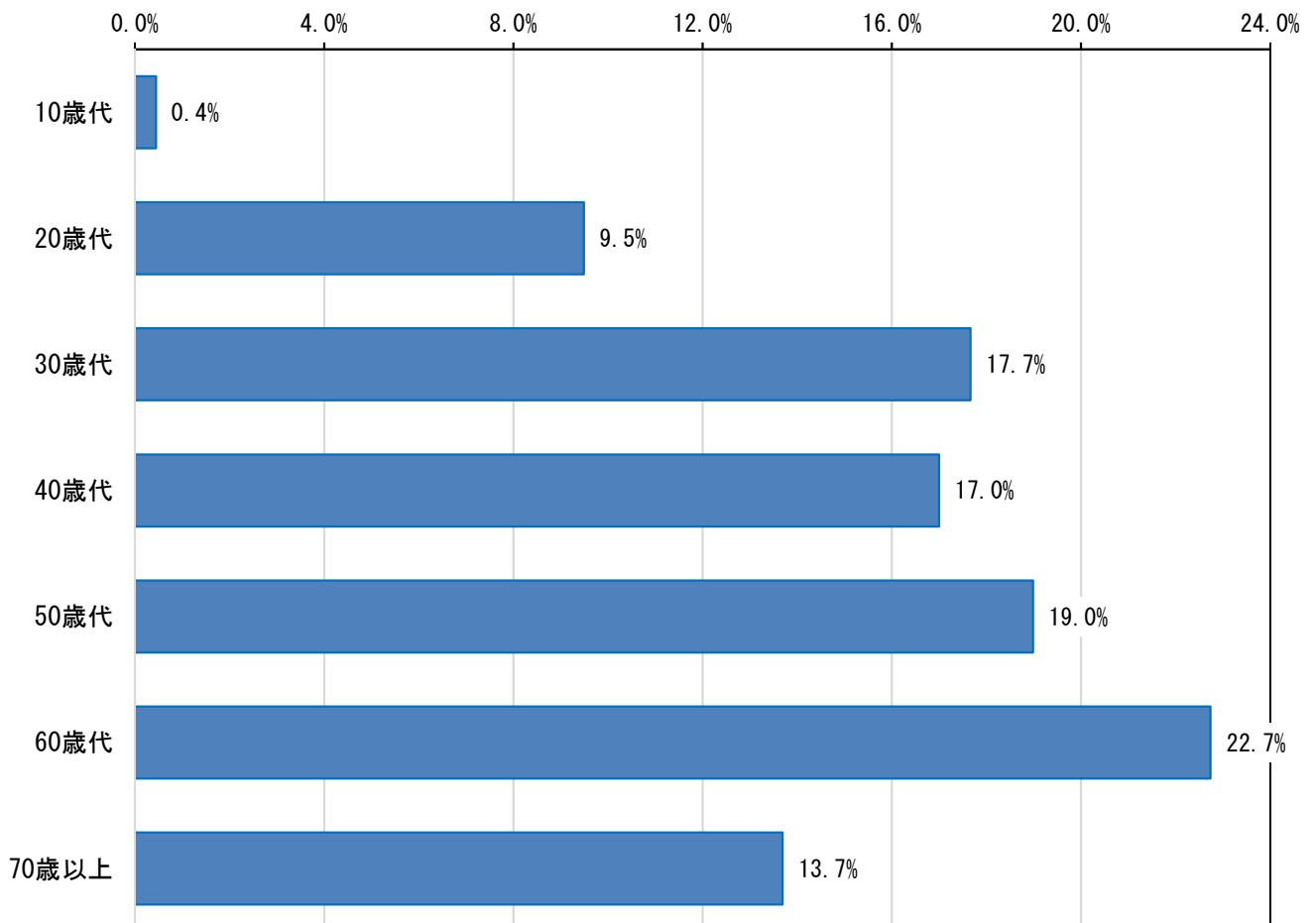
性 別

	全体	男性	女性
%	100.0%	52.8%	47.2%
回答者数	453	239	214



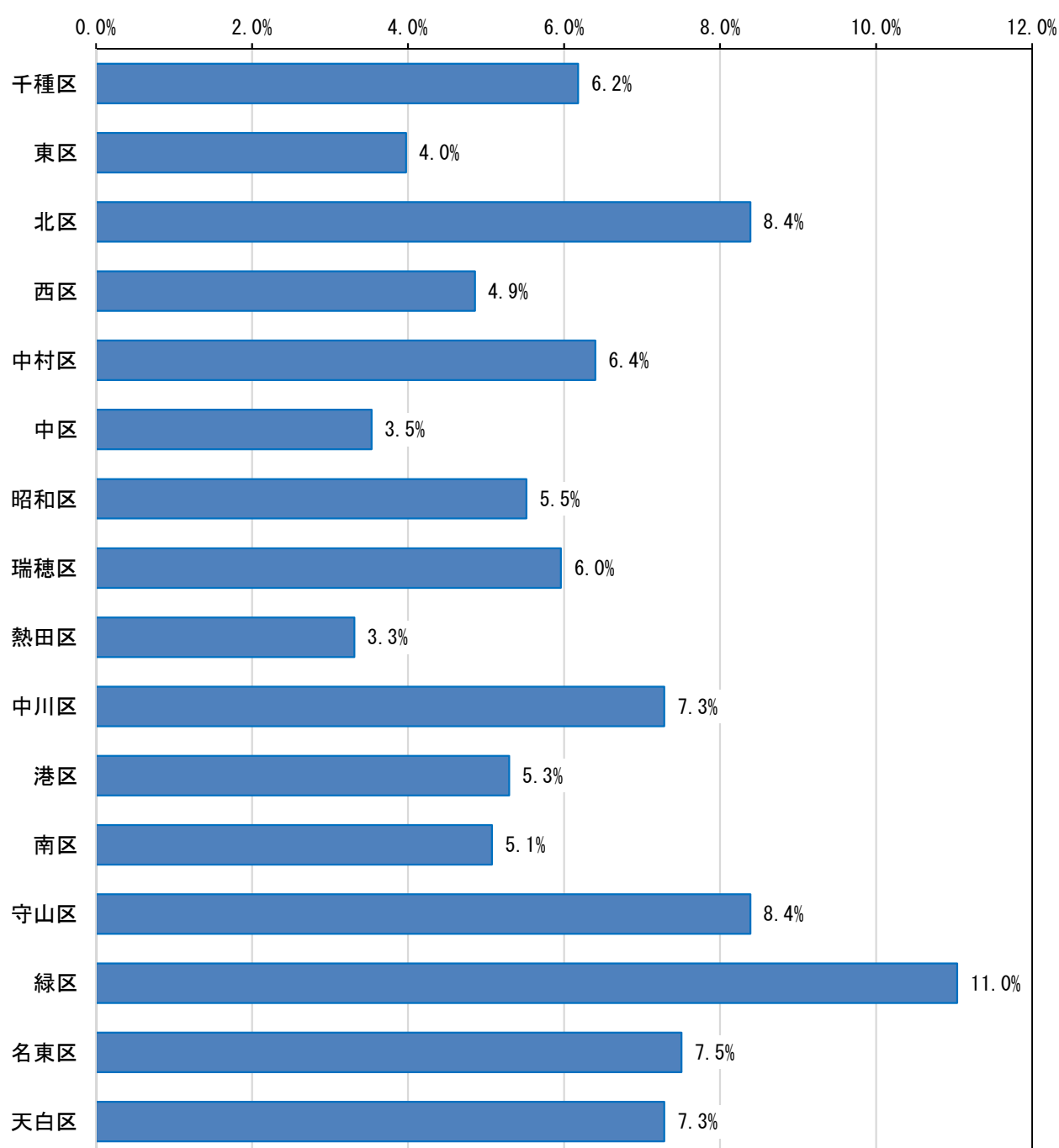
年 代

	全体	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
%	100.0%	0.4%	9.5%	17.7%	17.0%	19.0%	22.7%	13.7%
回答者数	453	2	43	80	77	86	103	62



居 住 区

	全体	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区
%	100.0%	6.2%	4.0%	8.4%	4.9%	6.4%	3.5%
回答者数	453	28	18	38	22	29	16
		昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区
		5.5%	6.0%	3.3%	7.3%	5.3%	5.1%
		25	27	15	33	24	23
		守山区	緑区	名東区	天白区		
		8.4%	11.0%	7.5%	7.3%		
		38	50	34	33		



【参考資料】

添付 1：犯罪被害者支援
リーフレット

名古屋市犯罪被害者等支援条例(概要)

- ・犯罪とは、刑罰法令に規定されている犯罪の構成要件に該当する行為をいいます。(第2条)
※殺人等の故意犯だけでなく、交通事故等の過失犯についても犯罪に該当します。
- ・市、市民、事業者及び関係機関は二次的被害の発生防止に最大限配慮しなければなりません。(第3条)
- ・「市」は、関係機関との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保・育成を実施しなければなりません。(第4条)
- ・「市民」は、犯罪被害者等の置かれている状況の理解を深め、地域社会で孤立させないように努めなければなりません。(第5条)
- ・「事業者」は、犯罪被害者等の就労・勤務に十分配慮するよう努めなければなりません。(第6条)



市民のみなさんが、 安全で安心して暮らせる 地域社会の実現のために

この条例は、市の施策の基本となる事項を定め、被害者が必要とする施策を総合的に推進するとともに、被害者の心に寄り添い、権利利益を保護することを目的に作られました。市としての被害者への支援はもちろん、関係機関とも連携して支援させていただきます。

また、被害後に発生する二次的被害の発生防止のためにも、多くの方に犯罪被害について理解いただけるよう取り組んでまいります。

他人ごとではなく、社会全体で被害者が抱える様々な問題を解決していきましょう。



まずはご相談ください。

名古屋市犯罪被害者等 総合支援窓口

電話 **052-972-3042**

月～金曜日 8:45～17:30
(祝日・年末年始を除く)

FAX. 052-972-6453

E-mail. a2582@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

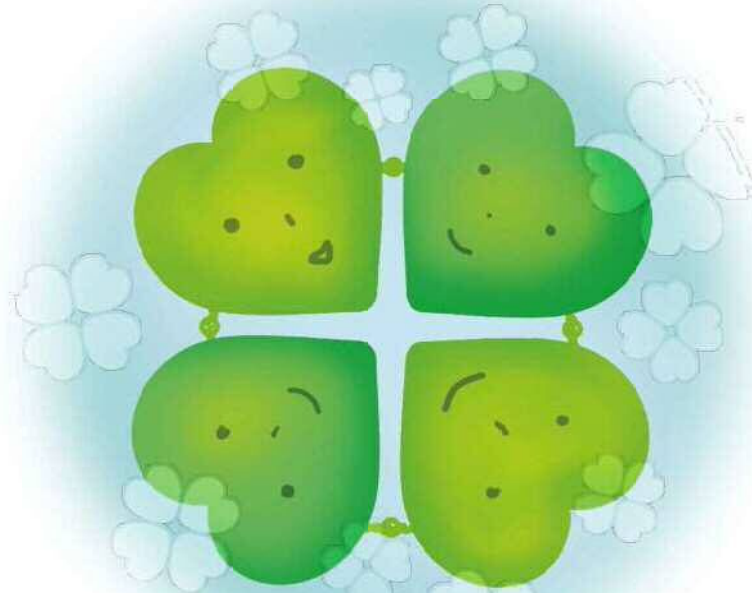
総合支援窓口でお手伝いできること

- ・犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談におこたえします。
※面談は電話等での相談の上、必要に応じて予約制で行います。
- ・おひとりで不安な場合、区役所などへの手続きに同行します。
- ・ごいっしょに、本市の支援事業の申し込み受付を行い、支援を提供します。
- ・状況に応じて、関係機関をご案内します。

名古屋市の犯罪被害者等支援のご案内

ひとりで悩まないで
いっしょに考えさせてください。

犯罪被害者等 支援



ご相談をいただき、一定の要件に該当される方は、
「経済的支援」、「日常生活支援」、「居住・その他支援」
を受けることができます。
詳しくはお問い合わせください。

名古屋市

経済的支援

◆支援金



犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため、死亡した場合に30万円、重傷病等※の被害を受けた場合に10万円を支給

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆一定の費用を差し引いた現金・預貯金などの資産額が200万円未満である
- ◆自賠責保険(共済)の適用が受けられない
- ◆犯罪発生の日から1年以内の申請

◆見舞金



遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにもかかわらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給

- ◆死亡の被害
- ◆約定通りに支払がなかった日から起算して、3か月以内に支払がない
- ◆上記状況から1年以内の申請

※重傷病等:全治1月以上の加療を要する被害(医師の診断書)、又は強制性交等罪及び監護者性交等罪の被害

日常生活支援

◆ホームヘルプサービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援(複数の居宅への派遣可能、合計78時間以内)

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆派遣先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内の派遣

◆配食サービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へ、食事を配達(複数の居宅への配達可能、1日1回配達)

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆配達先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内で最大30日間

居住・その他支援

市営住宅のあっせん・目的外使用



犯罪等により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的又は一時的な市営住宅の提供

- ◆犯罪等により収入が減少し生計維持が困難
- ◆犯罪等により、居住し続けることが困難
- ◆市営住宅への入居資格を有する(あっせんのみ)

一時避難施設宿泊制度



犯罪等により身の危険がある、もしくは現在の住居に居住することが困難になった市民に、一時的な宿泊場所を提供

- ◆愛知県警察の一時避難場所の確保に係る公費負担制度を受けている

◆精神医療支援



犯罪被害により精神医療機関に受診した場合、医療費の自己負担分の半額を支給

- ◆受診者が市民
- ◆自立支援医療等の適用を受けていない
- ◆初診から1か月以内の医療費

- ◇印の付いた支援事業については、平成30年4月1日以降に発生した犯罪について適用します。
- 支援事業ご利用にあたって、「名古屋市内に住民票がある方」で「被害届が提出されているなど、被害事実が客観的に確認できること」が共通して必要な要件となります。
- 支援の対象となるのは犯罪被害者本人と、その被害者の家族・遺族及び親族(被害者の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)です。
- 同居の家族・親族間での犯罪については、基本的に適用できません。
- その他、支援事業ごとにいくつか必要な要件がございますので詳細については、まずは総合支援窓口にご相談ください。
- 支援事業をご利用いただく際には、総合支援窓口で申請手続きを行っていただきます。

犯罪被害や交通事故などにあわれた方々をみんなで支えていきます。

市内の関係機関のご案内

さまざまな関係機関がお互いに連携協力して、支援に取り組みます。

愛知県警察 犯罪等の被害にあわれたら、まずは最寄りの警察署にご相談ください。

被害者サポートセンターあいち TEL.052-232-7830
(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

犯罪(殺人、傷害、性犯罪等)や交通事故などにあわれた方、ご家族等への支援活動(相談、カウンセリング、裁判所への付添など)を実施。

法テラス愛知(日本司法支援センター) TEL.0570-078341

刑事手続きに関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験・理解のある弁護士紹介、被害者参加人のための国選弁護制度などを実施。

名古屋地方検察庁 被害者支援員(被害者ホットライン) TEL.052-951-4538

専用電話を設け検察庁への相談に応じたり、事件に関する情報の提供を行う。

愛知県弁護士会 TEL.052-203-1651

無料電話相談や、一定の重大な犯罪の被害者の方に対し、一回限り、弁護士が無料で直接して手続きなどを説明する制度を実施。

名古屋地方裁判所 TEL.052-203-8918

犯罪被害者等への刑事裁判における優先的傍聴の配慮や、事件記録の閲覧・コピー、被害者参加制度などの案内。

名古屋市区画局暴力相談支援センター TEL.052-351-5388

配偶者からの暴力被害者の保護のため、相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との総合的な調整を実施。

自動車事故対策機構 名古屋支所(NASVA) TEL.052-218-3017

自動車事故で、重度の後遺障害が残った方への介護料の支給や、交通遺児などへの生活資金の無利子貸付などを実施。

性暴力支援センター日赤なごや なごみ TEL.052-835-0753
(性犯罪・性暴力被害者支援窓口 全国共通短縮ダイヤル#8891)

24時間365日、性暴力被害に対する相談・治療・証拠採取など、医療・司法・行政にまたがる総合支援をワンストップで実施。

名古屋市消費生活センター TEL.052-222-9671

商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を実施。

【参考資料】

添付 2 : 客引き行為等禁止区域
チラシ

客引き行為等禁止区域

では

客引き
行為

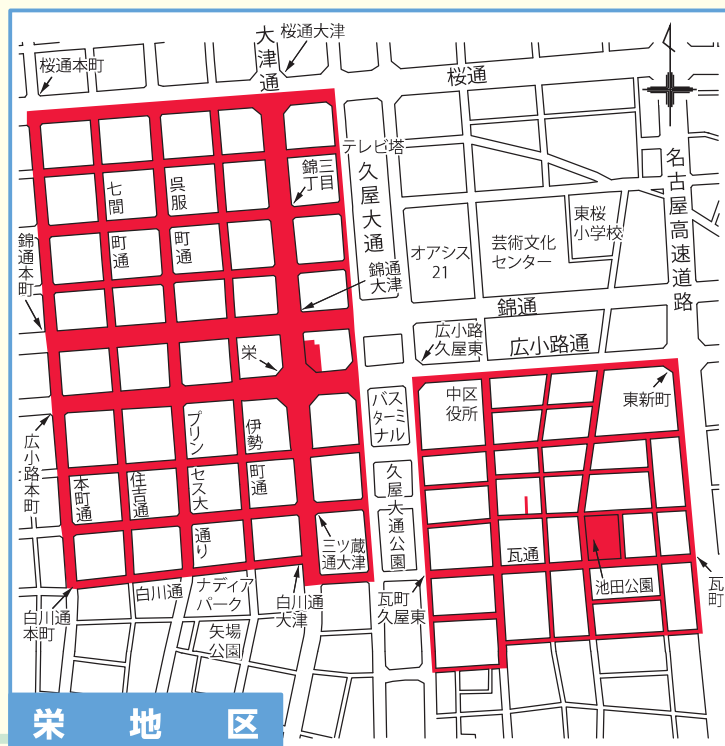
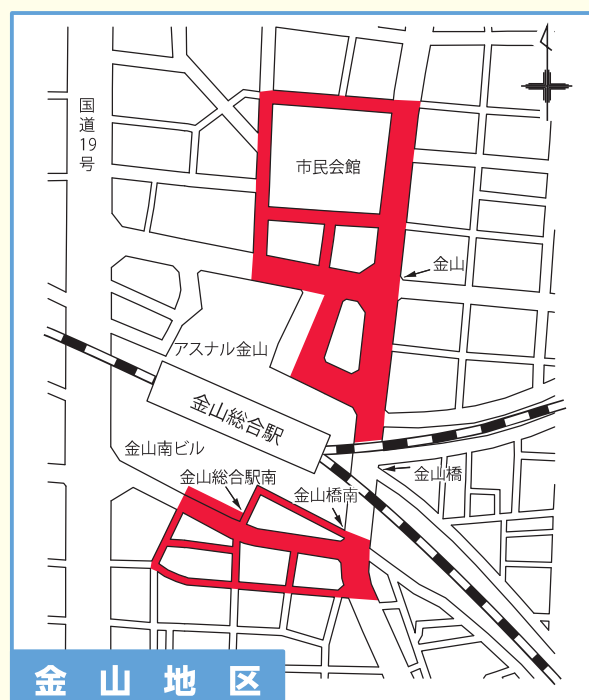
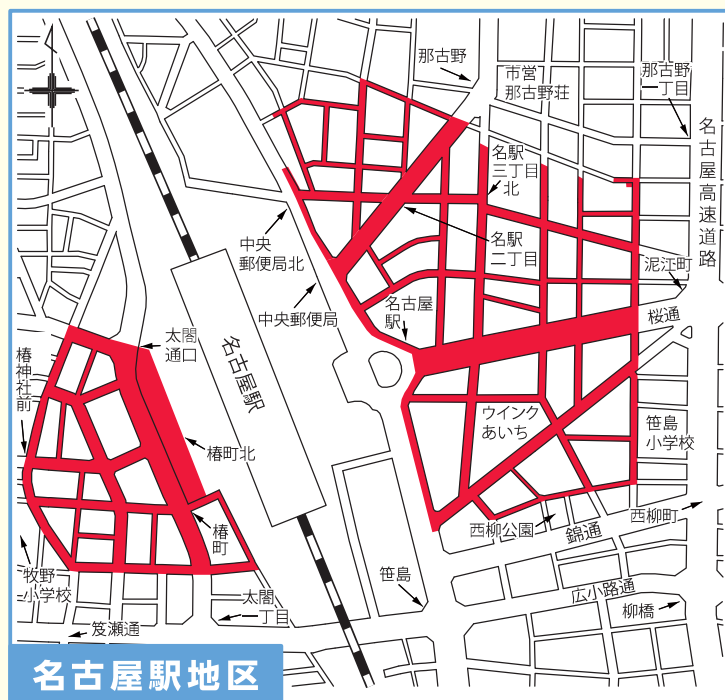
勧誘
行為

客待ち
行為

勧誘待ち
行為

が禁止!!

禁止区域図



**禁止区域において、
客引き行為等を行い、または
行わせた場合には罰則があります**

市は、違反者に対して、指導・勧告・命令を行います。さらに、命令に違反した場合には、5万円の過料が科されることがあります。また、あわせて氏名や住所などを公表することがあります。

法人または人の業務に関し、違反者が過料を科された場合、その法人または人に対しても5万円の過料が科されます。(両罰規定)

事業者等は禁止区域以外の公共の場所において、客引き行為等を行い、または行わせる場合には安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければなりません。

凡 例 ■ 客引き行為等禁止区域

※区域とは上記に示した道路、公園、その他の公共の用に供する場所を示す

客引き行為等とは 公共の場所（道路、公園など）で行われる次の行為をいいます。

客引き行為（いわゆるキャッチ）



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいいます。

勧誘行為（いわゆるスカウト）



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいいます。

客待ち行為・勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。

客引き行為・勧誘行為とは 次の①～③を全て満たす行為です

1

公共の場所で行う

道路、公園など

2

相手方を特定して行う

通行人などの中から、特定の人に近付いて行う、寄り添いながら行う、足を止めさせて行う など

3-1

客とするために誘う

お客となるようお店を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、店へ誘う など

客引き行為

3-2

役務に従事するように誘う

仕事に従事するよう職を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、職場へ誘う など

勧誘行為

この条例による

規制の対象とならない行為 不特定の者に対する以下の行為は、この条例では規制の対象となりません。

ティッシュ・チラシ等を配布する行為



例えば… 通行人に対して店の名前や割引券が入ったティッシュを配布する行為

呼びかける行為 看板を持って宣伝する行為



例えば… 通行人に対して、「いらっしゃい、いらっしゃい」と呼びかけるのみの行為や看板を持って宣伝する行為

※これらの行為であっても、相手方を特定し、客となるように誘う行為や役務に従事するよう誘う行為に発展した場合は、客引き行為等に該当することがあります。

※本条例の規定に関わらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「愛知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」など、その他の法令に違反する行為は、処罰の対象となります。

問合せ先 名古屋市地域安全推進課

TEL:052-972-3099 FAX:052-972-4823

名古屋市公式ウェブサイト

客引き行為等対策の推進に関する詳細は右記QRコードからご覧いただけます。



※イラストは全てイメージです。